

持続可能な開発目標(SDGs)で定める17のゴールのうち、本業務で目指す成果は特に右記と関連が深いものです。



春日部市学校プールの効率的利用に関する方針

令和 5 年 3 月

春日部市

目次

1	はじめに	1
1-1	背景.....	1
1-2	目的.....	1
1-3	学校教育における水泳授業の位置づけ.....	1
2	春日部市の学校プールを取り巻く現状	2
2-1	学校プールの保有状況.....	2
2-2	学校プールの利用状況.....	3
2-3	学校プールの維持管理状況.....	4
2-4	水泳授業の実施状況.....	5
3	学校プール施設を取り巻く課題	7
4	民間委託導入の状況	9
4-1	春日部市における水泳授業の民間委託の状況.....	9
4-2	藤塚小における水泳授業の民間委託の実施状況.....	9
5	学校プールの効率的利用に関する方針	11
5-1	学校プール施設のあり方.....	11
5-2	水泳授業のあり方.....	11
5-3	学校プールの効率的利用に関する方針.....	12
5-4	期待される効果.....	13
	参考資料1 水泳授業を実施するプールの確保に関する考え方.....	14
	参考資料2 学校プール施設の課題解決の考え方のフロー.....	15

1 はじめに

1-1 背景

本市では、第2次ベビーブーム世代の増加に伴い、昭和 40 年代から 50 年代にかけて集中的に小中学校を整備しましたが、同時に整備した各学校のプールも築 40～50 年を迎え、安心・安全の確保、老朽化に伴う改修や更新費用負担への対応などが課題となっています。

また、屋外プールでの水泳授業は、天候や気温などに左右されて計画的に実施できないことが以前からの課題でしたが、近年は気温が低い時だけではなく、暑すぎて熱中症予防のため休止になることが増えており、また、コロナ禍による水泳授業の休止などもある状況です。

これらのことから、中長期を見据え、あらためて水泳授業の望ましいあり方を検討する時期に来ています。

1-2 目的

安全・安心を第一としながら、財政的に持続可能で、かつ子供たちにとって望ましい水泳授業環境の実現に向け、総合的視点から現状を分析し、学校プールのあり方を見直すことを目的とします。

1-3 学校教育における水泳授業の位置づけ

文部科学省が定めている学習指導要領では、体育分野において、水泳系領域は「小学校 1・2年生 水遊び、水慣れ、楽しい活動」、「小学校3・4年生 泳ぐ運動、呼吸をとめない水中を進む」、「小学校5・6年生 泳法の学習」、「中学校1・2年生 泳法の学習」、「中学校3年生 効率よく長く速く泳ぐ」という内容で、段階的な指導が計画されています。

そのうち、中学校では1・2年生の2年間でクロール、平泳ぎ、背泳ぎ、バタフライの中から、クロール又は平泳ぎを含む2つを選択して履修することとしています。また3年生では器械運動、陸上競技、水泳、ダンスのうち1つ以上を選択して履修することとしています。

2 春日部市の学校プールを取り巻く現状

2-1 学校プールの保有状況

市内の小学校 22 校、中学校 11 校、義務教育学校 1 校の計 34 校には、それぞれにプールが設置されています。

学校プールの経過年数(令和 2 年度末時点)を小・中学校別にみると、築 30 年以上が小学校・中学校ともに 9 割以上、築 50 年以上が小学校 3 校、中学校 1 校あります。

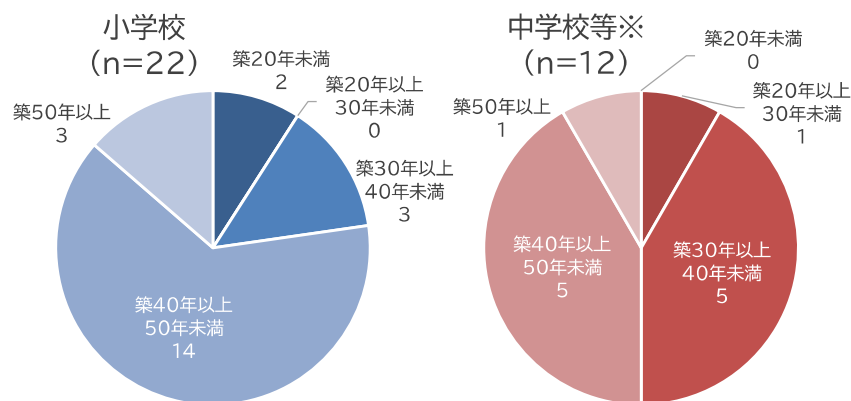


図 2-1 学校プールの経過年数の内訳 (※江戸川小中プールを含む)

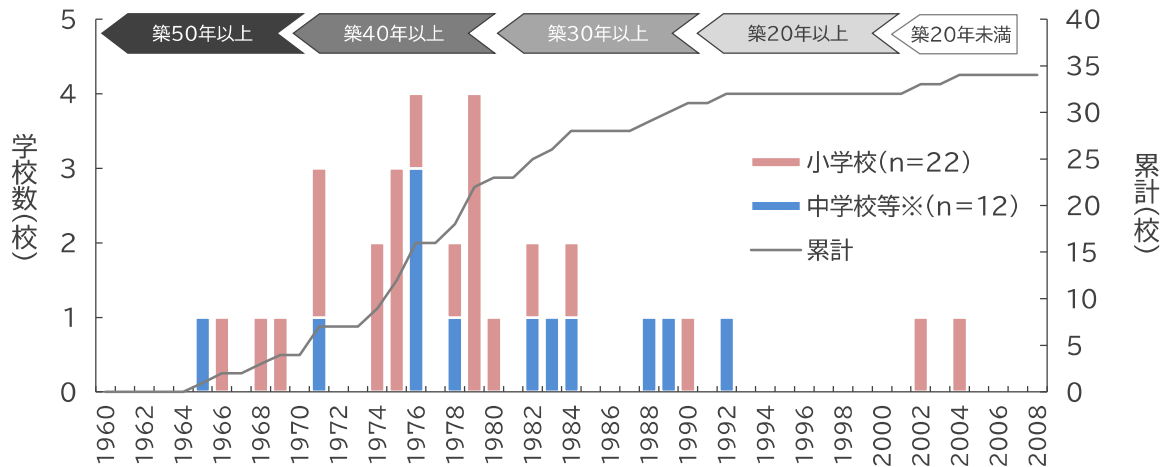


図 2-2 学校プールの建築年の推移 (※江戸川小中プールを含む)

2-2 学校プールの利用状況

学校プールの利用状況を、(1)水泳授業及び部活動、(2)プール開放事業の 2 つの観点から把握し、整理しました。

(1) 水泳授業及び部活動での利用状況

令和 2 年度、令和 3 年度はコロナ禍により学校プールは利用されていないため、コロナ禍前の令和元年度を対象に、各校のプール日誌等を参考に、各学校の水泳授業及び部活動での学校プールの利用期間及び利用期間中の実際の利用日数を把握しました。

令和元年度は、6 月上旬から利用が始まり、部活動のある中学校は 9 月下旬まで、それ以外の学校は 7 月末或いは8月上旬までに利用を終える学校が多い状況でした。

実際の利用日数は、部活動で利用しない学校は多くても30日程度、少ない学校では 20 日に満たないところもありました。

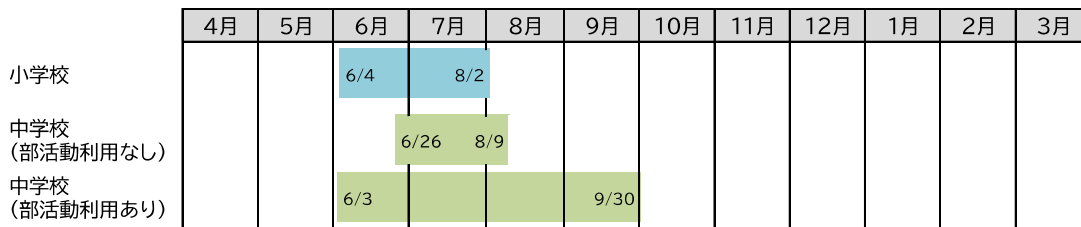


図 2-3 標準的な水泳授業及び部活動での学校プールの利用期間の例（令和元年度）

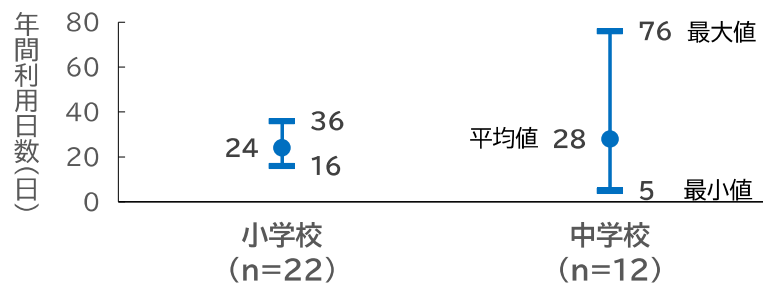


図 2-4 水泳授業及び部活動での学校プールの年間利用日数（令和元年度）

(2) プール開放事業での利用状況

本市では、小学生の水泳活動及び親子のコミュニケーションの場の提供として、学校プールを住民に開放することにより、住民の健康の保持及び増進と体力の向上を図っています。

粕壁小学校、豊春小学校、正善小学校、桜川小学校の4校において、毎年8月の14日間、市内の小学生とその保護者を対象にプールを開放しています。

平成27年度から令和元年度までの過去5年間の実績では、1日平均で180人程度の利用がありました。

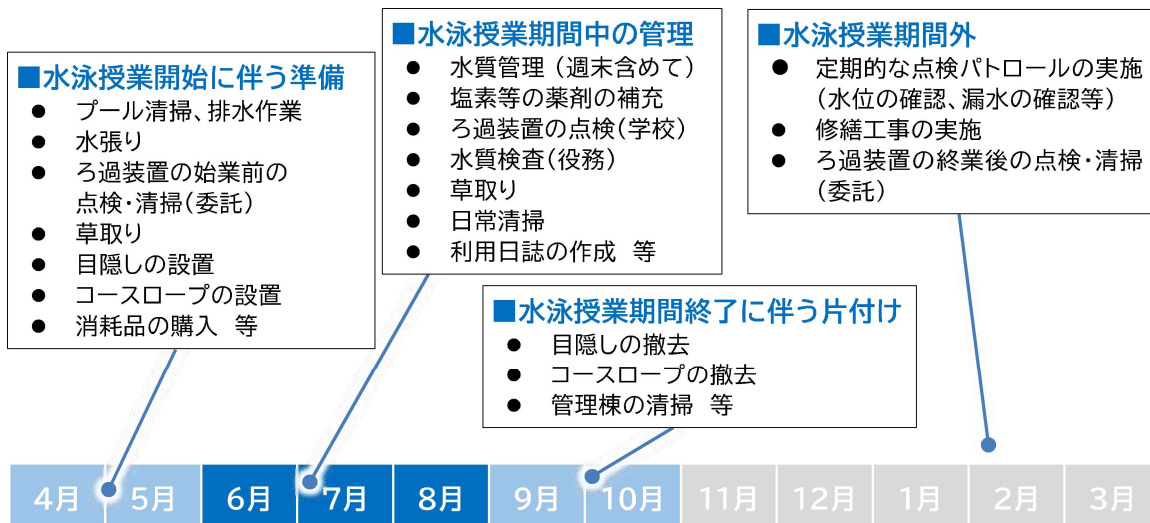
近年では、熱中症対策としての中止が増え、実施回数が減少している状況や、新型コロナウイルス感染症対策、維持管理及び運営経費の高騰などが課題となっています。

2-3 学校プールの維持管理状況

(1) 学校プールの維持管理作業

学校プールの維持管理は、水質検査やろ過装置等の設備点検を除き、基本的に教職員が行っています。維持管理は、水泳授業が行われる夏季の期間中のみならず、利用開始前のプール清掃など年間を通じて行われています。

市内全校を対象に行ったアンケート調査(回答は主に教頭)では、学校プールの維持管理に関する課題として、予算や人手、時間の不足、毎日の維持管理作業の負担が大きいたことが分かりました。(プール開始時のプール清掃、毎日の水質管理など)



(2) 学校プールの維持管理に係るコスト

学校プールを毎年水泳授業ができる状態に維持していくためには、1)維持管理費、薬品購入費及び水道料、2)施設修繕費、3)改修工事費などの支出が必要となります。

1) 維持管理費、薬品購入費及び水道料

毎年、全校の学校プールの水質検査及びろ過装置の保守管理業務を委託している他、プール用薬品を購入しています。また、水道料を支払っています。令和元年度の実績では、小中学校全体でおよそ1,700万円、1校あたりおよそ50万円を支出しています。

2) 施設修繕費

学校プールの老朽化に伴い、プール槽の塗装や防水、プールサイドのレベル調整などの施設修繕費が発生しています。令和3年度の実績は、小学校(藤塚小学校を除く)と中学校をあわせておよそ4,517万円、1校あたりおよそ137万円を支出しています。

3) 改修工事費

ろ過装置等の設備の更新、プール槽の塗装、防水など、老朽化に伴う改修工事を実施しています。部位により大きく異なりますが、一般に15~20年程度で更新が必要なるろ過装置の改修で1校あたり1,000万円以上を支出しています。

2-4 水泳授業の実施状況

市内全校を対象に行ったアンケート調査(回答は主に教頭先生)において、水泳授業の実施状況に関して聞いた結果、以下のような回答を得ました。

(1) 水泳授業に関する指導上の課題

「安全管理や防犯対策の負担」、「計画的な授業実施が困難」が多くの学校で課題となっています。特に小学校ではその傾向が顕著です。中学校では、「見学者に対する適切な評価が困難」が最も多い課題となっています。

「泳力に応じた指導体制の構築が困難」、「教職員の水泳指導のスキルの不足」は小学校の3~4割で課題としていますが、中学校ではほとんどありません。

問 児童生徒に対する水泳授業での指導について課題はありますか。課題があれば主なものを3つまで選んでください。

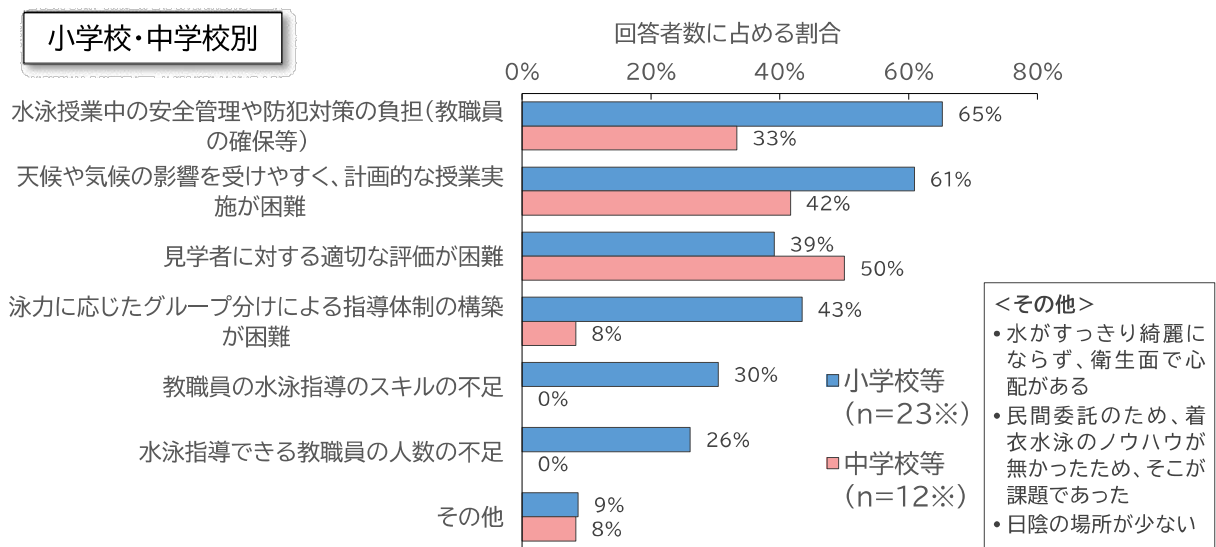


図 2-5 水泳授業に関する指導上の課題 ※江戸川小中を含む(前期課程:小学校、後期課程:中学校)

(2) 水泳授業におけるヒヤリハット

学校プールの老朽化や設備の不具合に起因するヒヤリハットとして、コンクリートの段差やひび割れ箇所でのつまづき、プールサイドの滑りやすさ、破損個所による水着の破れなどについて、複数学校より事例が寄せられました。学校プールの老朽化や劣化に伴い、ケガのリスクが増大していることが分かります。

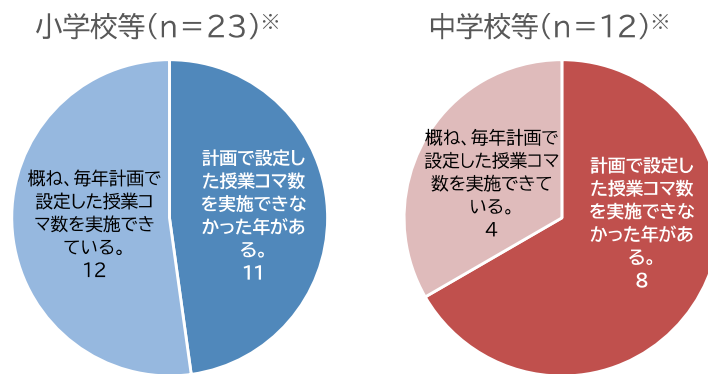
※ヒヤリハット 大きな事故やケガには至らなかったものの、事故になっていた可能性のある、一歩手前の出来事のこと

(3) 計画的な授業の実施

過半数の学校が年度当初の計画通りに授業ができなかったと回答しています。中学校は特にその傾向が強くみられます。

理由は、「気温・水温が低温」、「雨天」が上位を占めますが、「気温・水温が高温」、「プール施設の不具合」、「必要な教職員の不足」といった理由も挙げられています。

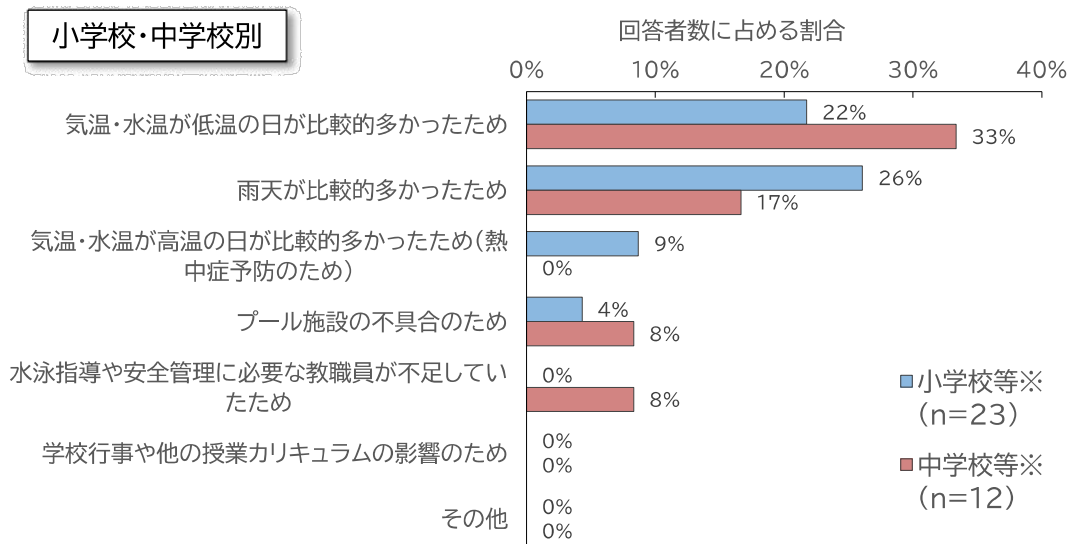
問 過去5年くらいの間で、授業計画で当初に設定した授業コマ数を実施できなかった年がありましたか。



※江戸川小中を含む(前期課程:小学校、後期課程:中学校)

図 2-6 授業計画で当初に設定した授業コマ数を実施できなかった年の有無

問 上記で①実施できなかった年がある、と回答した方にお聞きします。その主な理由を3つまで選んでください。



※江戸川小中を含む(前期課程:小学校、後期課程:中学校)

図 2-7 授業計画で当初に設定した授業コマ数を実施できなかった主な理由

3 学校プール施設を取り巻く課題

現状調査結果を踏まえた、学校プール施設を取り巻く主な課題は以下のとおりです。

(1) 老朽化への抜本的な対策

- 築30年以上経過しているプールが全34校の9割以上の31校、築50年以上の学校が7校(令和3年度末時点)あります。塗装剥離やプールサイドの劣化、漏水など、早急な対応が必要なプールも複数あります。各校からはプールサイドのコンクリートの段差やひび割れ箇所であつまついた、破損個所に引っ掛けて水着が破れたなどのヒヤリハット事例も報告されています。現状のまま放置すれば大きなケガや事故にもつながりかねません。
- コンクリート構造物の物理的な耐用年数は標準で60年、健全な状態であれば80年とも言われており※、今後も長く健全な状態で使い続けるのであれば、事後保全的な修繕ではなく、躯体を含めた抜本的な改修が急務です。

※「建築物の耐久計画に関する考え方」(1988,日本建築学会)

(2) 改修工事や毎年の維持管理に伴う財政負担の軽減

- 昭和40～50年代に作られたプールが多く、改修・更新が必要となる時期が今後集中すると想定されます。現在と同規模で更新する場合、1校あたりおおよそ1.5億円が見込まれます。また、学校プールで水泳授業を行うため、水質検査やろ過装置の保守点検、薬品購入、水道料などを含め毎年1校あたり平均約50万円(令和元年度実績)支出しています。修繕費用(1校あたり約137万円/令和3年度実績)は、今後の老朽化に伴いさらに増加が見込まれます。これらの財政負担の軽減が大きな課題です。
- 上記のとおり毎年1校あたり年間100万円以上のランニングコストを支出して維持管理しているプールですが、小学校や部活動で使用しない中学校では、利用期間は概ね6月上旬から7月下旬までの約2か月、実際の利用日数は多くても30日程度であり、少ない学校では10日に満たないこともあります。

(3) 不安定な水泳授業実施環境の改善

- 屋外の学校プールでの水泳授業は天候に左右されます。「天候や気候の影響を受けやすく、計画的な授業実施が困難」と課題認識を持つ学校は半数以上あり、実際、当初の授業計画通りのコマ数を実施できていない学校が半数以上あります。近年は気温や水温が低い場合だけでなく、高温の場合もプール利用を原則中止しているため、今後も水泳授業を計画的に実施していくことは難しい状況にあるといえます。

(4) 学校プールの維持管理に係る教職員の負担軽減

- 使用開始前のプール清掃は学校活動として児童生徒が一部協力して実施されていますが、ろ過装置の点検等の専門的業務を除いて外部委託はされておらず、原則全て教職員が実施しています。教職員への過度の負担は、教職員本来の業務にも影響を及ぼしていることが懸念されます。

(5) 水泳授業の安全管理や防犯対策に係る教職員の負担軽減

- 対策が必要な劣化や損傷を放置すれば、プールの場合大きなけがや事故にも繋がりがねません。安心・安全を確保するため、日常点検を含めた維持管理の体制の見直しが必要です。
- 市内の小中学校では、水泳授業の実施時、複数人(概ね 3 人以上)の教職員を監視員として配置するなどして安全管理の徹底を図っています。しかし、こうした安全管理に加え、不審者対策などの防犯対策に伴う教職員への負担が増大していることが課題となっています。特に中学校よりも小学校において、その傾向が強くみられます。

(6) より専門的で効果的な水泳授業の実現

- 指導可能な教員数が限られているため、十分な能力別指導ができず、スイミングスクールに通う児童とそうではない児童などの間で泳力の差が固定化、あるいは拡大するなどの懸念があります。教員採用試験から水泳の実技試験がなくなったことから、教師の泳力や指導スキルに差異が生じており、特に学級担任制の小学校において課題となっています。

4 民間委託導入の状況

4-1 春日部市における水泳授業の民間委託の状況

春日部市内では、令和4年度現在、2校において水泳授業の民間委託を行っています。

平成31年4月に開校した江戸川小中では、前期課程の児童の水泳授業が、また令和3年度からは藤塚小の水泳授業が民間委託により行われています。

4-2 藤塚小における水泳授業の民間委託の実施状況

(1) 実施に至る経緯

藤塚小では、学校プールの老朽化により改修が必要となりました。施設改修と民間施設の活用で比較検討を行なった結果、令和元年度から水泳授業の民間委託を実施している江戸川小中では児童・教職員・保護者にも総じて好評であったことから、藤塚小においても、プールの改修を行わず、委託により授業を行うこととしました。

(2) 民間委託の概要

目的	水泳授業を民間の水泳施設を活用して実施し、専門家による効果的な指導により、特色ある教育環境の充実を図る。
実施対象	小学校1年生～6年生
実施場所	東武スポーツクラブ プレオンせんげんだい(令和3年度～)
実施期間、実施日	令和3年 6月1日～令和3年10月26日の火曜日(休館日) 令和4年 5月31日～令和4年10月18日の火曜日(休館日)
委託内容	① 民間プール施設において水泳授業の指導を実施する。 ・1～2年生…45分×9回(うち1回は着衣水泳) ・3～6年生…70分×5回、45分×1回(うち45分×1回は着衣水泳) ② 受注者が手配するバスにより学校と民間プール施設間の送迎を行う。
授業当日のタイムスケジュール	・通常授業は、45分授業(1～2年生対象)と70分授業(3～6年生対象)の組み合わせで2パターン、さらに着衣水泳授業のパターンの計3パターンで計画して実施 ・午前に1・2校時、3・4校時を利用して計2回、 午後5・6校時を利用して1回、水泳授業を実施

(3) 民間委託による効果、児童の変化

水泳授業の民間委託による児童の水泳に対する興味や関心の変化などを把握するため、藤塚小の児童とその比較対象として市内全校の児童を対象にアンケート調査を行いました。

1) 水泳授業の好き・嫌い

藤塚小の児童の74%が水泳授業を「好き」と回答しています。「どちらかといえば好き」を含めると87%となり、ほとんどの児童が水泳授業を好意的に受け止めています。

藤塚小の児童と藤塚小以外の児童の回答を比較すると、水泳授業の民間委託の効果の一端が表れているといえます。

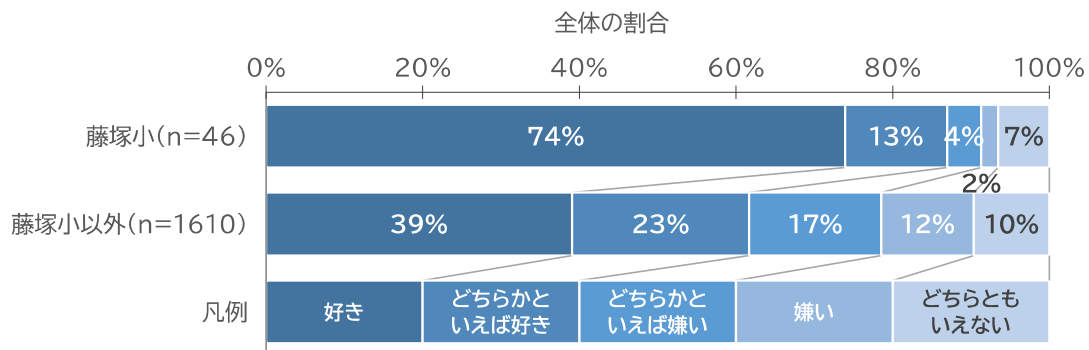


図 4-1 水泳授業の好き・嫌い

2) 水泳授業が嫌いな理由

上記の問いで水泳授業が(どちらかといえば)嫌いとした児童の理由で最も多いのは、「泳ぐことが苦手、水の中が苦手」でした。

藤塚小以外の児童の場合、これに次いで「水の冷たさ、寒さ」「水の汚れ」が多く、藤塚小でこの理由をあげた児童はいませんでした。

藤塚小以外の児童の「その他」の理由として、「虫や葉っぱによる水の汚れ」と具体的に回答している児童が多いことも特徴的でした。

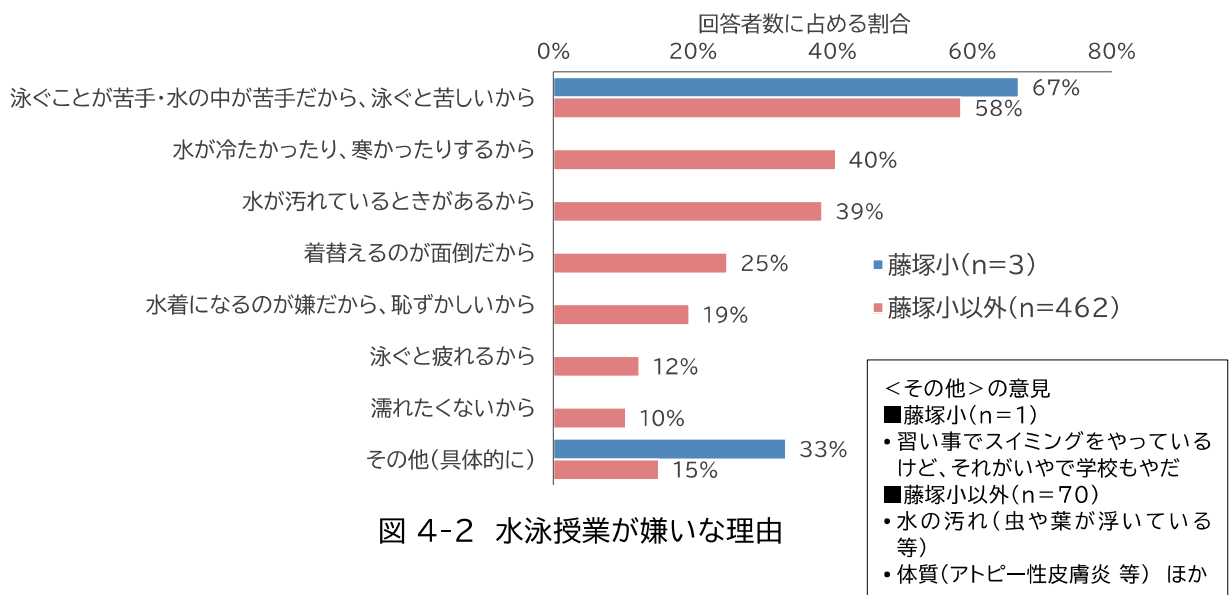


図 4-2 水泳授業が嫌いな理由

5 学校プールの効率的利用に関する方針

5-1 学校プール施設のあり方

現在の学校プールを取り巻く状況及び本市の財政状況を総合的に鑑み、小・中・義務教育学校のプール施設については以下のとおりとします。

- 小・中・義務教育学校のプール(屋外)について、令和5年度以降、老朽化に伴う大規模な修繕や改修、設備更新は原則として行わないこととします。
- 故障や老朽化に伴い学校プール(屋外)の利用が継続できないと見込まれる場合は、原則として別の代替場所を確保して水泳授業を継続する方向で検討します。

5-2 水泳授業のあり方

(1) 小学校及び義務教育学校の前期課程

水泳授業では、個人の泳力に応じた能力別指導、発達段階を考慮した小・中学校の9年間を見通した水泳指導などが求められますが、学級担任制の小学校では、教員の泳力や指導スキルに限界があります。安全管理についても教職員が職務の一環として実施していますが、その時間的な負担や心理的な負担は改善すべき大きな課題であると捉えられます。

そこで、児童の意欲向上につながる水泳授業を展開するため、小学校及び義務教育学校の前期課程の全校において水泳授業の指導スタッフ等の民間委託を進める方向で検討します。

(2) 中学校及び義務教育学校の後期課程

中学校は教科担任制のため、保健体育科の教員による専門的な指導が可能です。しかし、生徒の泳力差が小学校よりも広がるため、限られた教員数で能力差に応じた指導が難しくなっています。また、中学校ではプールに入らない授業見学者が多く、こうした生徒に対する適切な評価も課題です。このほか、水難事故の防止や事故時の対応方法(心肺蘇生、救命救急、応急手当等)などの知識習得を目的とした実践的な理論学習の実施も求められています。

そこで、中学校及び義務教育学校の後期課程の全校は、当面の水泳授業については、現状のままとしますが、引き続き、教育現場の視点、生徒の視点を踏まえて検討していきます。

なお、一部の小学校で実施している民間プール事業者への委託については、施設への移動に要する時間の確保が必要となることから、他の科目の履修に必要な時数を十分に確保することができるか、という観点からも検討する必要があります。

5-3 学校プールの効率的利用に関する方針

短期と中長期それぞれの視点から、学校プールの効率的利用に関する課題とその対応方針を示します。なお、巻末の参考資料 1 に水泳授業を実施するプールの確保に関する考え方を、参考資料 2 に学校プール施設の課題解決の考え方のフローを示します。

(1) 短期的な視点

1) 課題

設備更新や大規模な修繕・改修を行わない場合、数年以内に学校プール(屋外)の利用継続が困難になると見込まれる学校は、水泳授業が実施可能なプールを当該学校外で確保することが必要です。

2) 対応方針

最低限の修繕で対応できる場合は、可能な限り自校プールで水泳授業を実施します。

この対応が難しい場合は、学校近隣の民間プール施設(スイミングスクール、スポーツクラブ等)に委託し、水泳授業を実施する方向で検討します。移動可能な範囲に民間プール施設(温水)がない場合は、近隣の小学校あるいは中学校のプール(屋外)の共同利用を検討します。なお、小学校と中学校ではプールの深さが異なることから、学齢に合わせた共同利用を前提とします。

(2) 中長期的な視点

1) 課題

児童生徒の水泳授業に対する意欲向上につなげられる環境を整備することが必要です。

また、水泳授業の継続性が担保でき、かつ財政的に持続可能な水泳授業の実施方策を確立することが必要です。

2) 対応方針

民間プール事業者への委託については、短期的には有効な対応方法ですが、施設数に限りがあることから、課題解決策の柱とすることはできません。そこで、市内各校で共同利用できる「通年で利用可能な学校教育を優先した温水プール(以下、「温水プール(学校教育優先)」という。)」を新たに整備し、そこで各校が水泳授業を実施することとします。

なお、温水プール(学校教育優先)については、水泳指導の民間委託の有効性が確認できたことから、整備や管理運営だけでなく、児童生徒への指導についても、民間活力の導入を検討します。

また、学校教育で使用しない余剰時間においては、一般市民も使用できる方向で検討を進めます。

学校プール(屋外)については廃止としますが、消防水利の対応や跡地の活用方法などについて留意しながら、施設の除却を検討します。

5-4 期待される効果

中長期的な視点から再編に取り組むことにより、以下のような効果の発現を期待します。

(1) 市内全校において水泳授業が安定して実施できる環境の確保

プールの老朽化や設備の故障等に悩むことなく、市内の全校が毎年水泳授業を安定して実施できる環境を確保できます。

(2) 望ましい水泳授業の実現

水温や気温が安定した快適な環境のもと、児童生徒は意欲的に授業に取り組み、専門スタッフによる習熟度に応じたきめ細かな指導を通じて学習指導要領に即した水泳技能の習得が期待できます。

(3) 水泳授業に関する安全・安心の向上

水泳指導に関する専門スキルを持つスタッフによる指導のもと、児童生徒は専門的な水泳授業に取り組むことができます。また、同行する教員は、児童生徒全体に目を配ることができ、安全性の確保と授業評価に専念することができます。このほか、民間の専門スタッフとのチームティーチングなどを通じて指導や安全管理のスキルを学ぶことができ、以降の赴任校での指導に活かすこともできます。

(4) 計画的な水泳授業の実施

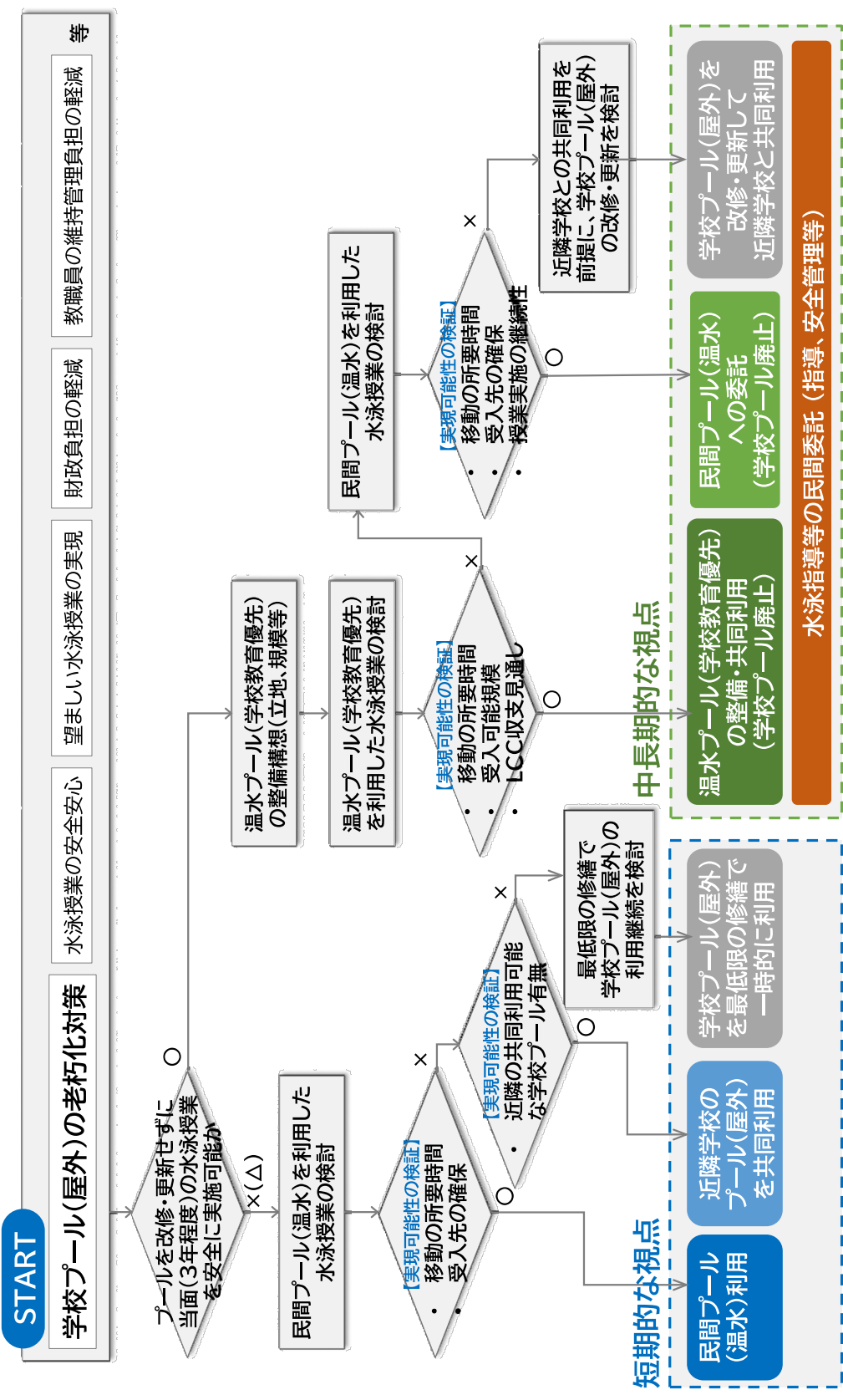
雨天や低気温、猛暑などに左右されることなく、計画的に授業が実施できることで、効率的にカリキュラムを遂行することができます。

(5) 教職員の負担軽減、指導への専念

教職員の長時間勤務が常態化し、社会問題化している中、これまで教職員が担ってきた学校プールの維持管理、安全管理等の負担を軽減し、各教職員が受け持つ自身の授業や業務等に専念しやすい環境をつくることができ、学校の働き方改革にもつながります。

表 水泳授業を実施するプールの確保に関する考え方

		【今後の対応策】		
実施場所・方法	【これまでと同様】	A 温水プール(学校教育優先)	B 近隣学校プール(屋外)を共同利用	C 民間プール(温水)を利用
概要	学校プール(屋外)を修繕・改修しながら引き続き利用し、水泳授業を実施	学校教育での優先的な利用を想定した温水プールを整備し、水泳授業を実施	拠点となる学校のプール(屋外)を近隣の複数校で共同利用し、水泳授業を実施	近隣の民間プール(スイミングスクール、スポーツクラブ等)に委託し、水泳授業を実施
主なメリット	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教職員や児童・生徒とともに、慣れ親しんだ環境で水泳授業を実施可能 ○ 校外への移動時間が不要で、余計な時間を問わずに済む ○ 校内のため、悪天候時等のスケジュール変更や調整が容易 ○ 夏休み等、地域開放事業で地域住民が利用可能 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 将来にわたり継続して利用可能な水泳授業の実施場所を確保 ○ 多くの学校が利用でき、年間スケジュールや授業時間の変更・調整も比較的容易 ○ 天候に左右されず、計画的に授業を実施可能 ○ 授業のない曜日・時間帯など、地域住民の利用も可能 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校近隣で受け入れ可能な事業者が見つければ、翌年度から水泳授業が実施可能 ○ 天候に左右されず、計画的に授業を実施可能 ○ プールの維持管理や安全管理等の職員負担が削減 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校近隣で受け入れ可能な事業者が見つければ、翌年度から水泳授業が実施可能 ○ 天候に左右されず、計画的に授業を実施可能 ○ プールの維持管理や安全管理等の職員負担が削減
主なデメリット	<ul style="list-style-type: none"> △ 老朽に伴う修繕・改修費、耐用年数が到来した時の建替え費用の負担が大きい △ 近年求められている安全管理や衛生管理、児童生徒の快適性に対する要求水準を満たすことが容易ではない △ 学校職員の維持管理の負担が大きい △ 天候に左右され、計画的に授業ができない 	<ul style="list-style-type: none"> △ 建設費、維持管理費が必要 △ 同一地域内のため、移動距離は比較的短い △ が、移動に少なからず時間がかかる 	<ul style="list-style-type: none"> △ 引き続き改修・更新コストが必要で、財政面での負担軽減効果は少ない △ 屋外プールのため利用可能期間が短く、天候に左右されるため、学校間の調整が困難 △ 拠点校の学校教職員は維持管理の負担が軽減されない △ 同一地域内のため、移動距離は比較的短い △ が、移動に少なからず時間がかかる 	<ul style="list-style-type: none"> △ 次年度以降の受け入れの継続性が見通せない(事業者の意向次第、経営状況等) △ 水泳授業を受け入れ可能な曜日・時間帯に限られ、利用可能な学校・人数は限定的 △ 近隣にあるとは限らず、移動に時間がかかる
短期的な課題への対応策	△	X	○	◎
	<ul style="list-style-type: none"> ● 軽微な修繕程度で健全な状態を維持できるのであれば、継続利用する ● 民間プール(温水)を利用する学校と比べると、指導面やプール環境に関する不公平感が依然として残る 	<ul style="list-style-type: none"> ● 庁内外に必要な合意形成を図り、設置場所を決め、計画・設計、工事を行う期間を考えると、少なくとも3~4年以上はかかるため、短期的な解決策としては不適 	<ul style="list-style-type: none"> ● 近隣の学校に他校の児童・生徒を受け入れ可能な健全な状態のプールがあれば、短期的な解決策としては有効 ● 学校間の調整が課題(受け入れ側と利用側、悪天候時の変更調整、維持管理負担など) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 近隣で受け入れ可能な民間事業者がいる場合は、短期的な解決策として非常に有効 ● 指導面、安全管理面の向上が期待 ● 民間事業者ヒアリングでは、受け入れを希望する事業者は多く、実現性は高い ● 藤塚小学校でも高評価(R3年度)
中長期的な課題への対応策	X	◎	△	○
	<ul style="list-style-type: none"> ● いずれ老朽化が進み、修繕・改修費、耐用年数が到来した時の建替え費用の負担が課題となる ● 安全管理や衛生管理、児童・生徒の快適性に対する要求水準を満たし続けることは容易ではなく、負担が大きい 	<ul style="list-style-type: none"> ● 毎年の継続性を担保できる ● 市の施設であり、望ましい水泳授業の実現に向けて様々な取組を実施しやすい ● 水泳授業のない曜日・時間帯は、市民利用との併用が可能 	<ul style="list-style-type: none"> ● 移動可能な範囲にA温水プール(学校教育優先)とC民間プール(温水)のいずれもなく、かつ近隣の学校間で調整して複数学校での共同利用を前提とする場合のみ、学校プール(屋外)を改修したうえで共同利用を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 毎年の継続性が担保できないため、中長期的な解決策の柱とはなり得ない ● 近隣で受け入れ可能な民間事業者がいる学校は、A温水プール(学校教育優先)が利用できない場合(例:改修工事中)等の補充手段 ● 市や学校側の都合に応じて、適宜委託を検討することが可能 (ただし、毎年の継続性がないと民間事業者は受託意欲低下)



参考資料2

春日部市学校プールの
効率的利用に関する方針

令和5年(2023年)3月発行

発行 : 春日部市教育委員会
企画編集 : 春日部市学校教育部 学校総務課

埼玉県春日部市粕壁東三丁目2番15号

電話番号 : 048-763-2443

ファックス : 048-763-2218